

地域子ども・子育て支援事業 事業調書

本市事業名	子育て支援短期利用事業
地域子ども・子育て支援事業の種類	子育て短期支援事業

1 事業の趣旨・目的

児童を養育している家庭の保護者が、疾病や仕事等の事由によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、当該児童を児童福祉施設において一定期間養育することにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 事業概要

(1) 事業概要

ア ショートステイ

児童を養育している家庭の保護者が疾病等の事由によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、当該児童を児童福祉施設等において一時的に養育する。

イ トワイライトステイ

児童を養育している家庭の保護者が、仕事等の事由によって帰宅が夜間にわたるため、児童に対する生活指導や家事の面等で困難を生じている場合に、その児童を児童福祉施設等に通所させ、生活指導、夕食の提供等を行う。

(2) 実施主体等

実施主体	実施方法	該当するものに○
京都市	直接実施	
	委託	○
その他	補助	

(3) 対象者

ア ショートステイ

市内に居住する小学校修了前の児童であって、保護者が次のいずれかに該当する児童。

(ア) 疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張及び学校等の公的行事への参加により一時的に家庭において養育できないとき。

(イ) その他やむを得ない事由により一時的に養育できないと市長が認めたとき。

イ トワイライトステイ

市内に居住する小学生又はこれに準じると市長が認めた児童であって、保護者が次のいずれかに該当する場合。

(ア) 夜間に及ぶ業務、夜間にわたる残業、夕方から夜間に及ぶ通院等により、対象児童についての生活指導及び家事等ができないとき。

(イ) その他やむを得ない事由により、対象児童についての生活指導及び家事等ができないと市長が認めたとき。

(4) 実施場所・箇所数

ア ショートステイ（１１箇所で実施）

施設種別	施設名	所在地
乳児院	乳児院積慶園	西京区樫原前田町１－２０
	平安徳義会乳児院	西京区大原野灰方町２４９
児童養護施設	児童養護施設積慶園	西京区樫原角田町１
	平安徳義会養護園	西京区大原野灰方町２４９
	平安養育院	東山区新橋通大和大路東入三丁目林下町４００－３
	つばさ園	西京区山田平尾町５１－２８
	京都聖嬰会	北区衣笠西尊上院町２２
	和敬学園	上京区相国寺北門前下之町７０４
	迦陵園	左京区下鴨宮崎町１０９
	桃山学園	伏見区桃山町遠山５０
母子生活支援施設	ヴェインテ	山科区大塚南溝町２４－２

イ トワイライトステイ（１１箇所で実施）

施設種別	施設名	所在地
児童養護施設	児童養護施設積慶園	西京区樫原角田町１
	平安徳義会養護園	西京区大原野灰方町２４９
	平安養育院	東山区新橋通大和大路東入三丁目林下町４００－３
	つばさ園	西京区山田平尾町５１－２８
	京都聖嬰会	北区衣笠西尊上院町２２
	和敬学園	上京区相国寺北門前下之町７０４
	迦陵園	左京区下鴨宮崎町１０９
	桃山学園	伏見区桃山町遠山５０
母子生活支援施設	野菊荘	右京区山ノ内宮脇町９
	本願寺ウィスタリアガーデン	右京区太秦安井二条裏町１５
	ヴェインテ	山科区大塚南溝町２４－２

(5) 利用期間

ア ショートステイ

原則として7日以内（1泊2日～6泊7日）

イ トワイライトステイ

1日単位（午後5時～午後10時）

(6) 利用方法

利用希望の保護者は、申請書を区役所・支所子どもはぐくみ室又は実施施設へ提出し、申し込みを行う。

利用者は、市民税の課税状況等に応じて設定される下表の利用料を利用した施設に支払う。

ア ショートステイ

（単位：円）

利用する保護者	利 用 料 （児童1人当日額）			
	母子父子世帯		左記以外の世帯	
	2歳未満	2歳以上	2歳未満	2歳以上
生活保護受給世帯等	0	0	0	0
市民税非課税世帯	1,100	1,000	1,100	1,000
その他の世帯	1,100	1,000	5,350	2,750

イ トワイライトステイ

（単位：円）

利用する保護者	利用料 （児童1人当日額）
生活保護受給世帯等	0
市民税非課税世帯	300
その他の世帯	750

3 教育・保育提供区域

当該事業は、乳児、幼児も含めた児童を、最長7日間連続して児童養護施設等において養育するものであることから、事業の専門性・特殊性を踏まえ、広域で提供体制を確保する必要があるため、教育・保育提供区域については第一次区域（京都市全域）で設定する。

ク 子育て短期支援事業	
	(京都市事業名) 子育て支援短期利用事業 (ショートステイ, トワイライトステイ)
担当局・課	子ども若者はぐくみ局 (子ども家庭支援課)
事業の趣旨・目的	児童を養育している家庭の保護者が、疾病や仕事等の事由によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、当該児童を児童福祉施設において一定期間養育することにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図る。
教育・保育提供区域	第一次区域

【ショートステイ】

I 令和元年度までの量の見込みと平成30年度までの実績

1 量の見込み及び提供体制の確保の内容 (中間見直し後)

(単位: 人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	10, 416	10, 729	11, 051	11, 383	11, 725
確保方策	10, 416	10, 729	11, 051	11, 383	11, 725

2 実績

(単位: 人日)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ日数	9, 148	9, 079	7, 986	8, 118	7, 950	7, 877

II プラン策定に当たっての検討の視点

1 プラン策定時 (平成26年度) の検討の視点

○ 実施体制について

本事業は、市内11箇所の児童福祉施設 (乳児院2箇所, 児童養護施設8箇所, 母子生活支援施設1箇所) に委託して実施しており、うち2箇所についてはショートステイ専用スペースを設けている。

○ 量の見込みについて

平成21年度から平成24年度までの伸び率に基づいて、平成27年度から平成31年度にかけて、年3.0%ずつ増加する見込みであった。

2 中間見直し時 (平成29年度) の検討の視点

一時的に家庭における児童の養育が困難な家庭が利用する事業であることから、引き続き、利用の増減に対応できるよう、提供体制を確保していく必要があるため、見直しを行わず、量の見込み及び提供体制の確保をしていく。

Ⅲ 現状と課題

- 実績が伸びず、乖離が見られた。
- 事業を実施している児童福祉施設において、一定の受入枠を確保できている。今後も専用スペースのない施設においても、措置等による入所の状況を踏まえながら、利用可能な空間を利用し、量の見込み分の提供量の確保は可能であると考えられる。

Ⅳ 次期プラン（令和２年度以降）における量の見込み

１ 算出方法

平成３０年度に実施した「子育て支援に関する市民ニーズ調査」によると、利用者の割合は減少しているが、実際の利用実績（人日）はほぼ横ばいである。

また、当該事業は、養育支援が必要な家庭を支援する役割や、場合によっては、児童相談所の一時保護までは至らないものの、課題を抱える家庭の子育て支援の役割を担っていることから、過去の利用実績から量の見込みを算出する。

算出方法としては、平成２６年度から平成３０年度までの５年間の利用実績を平均した数値を令和２年度以降の量の見込みとする。

２ 量の見込み

（単位：人日）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	８，２０２	８，２０２	８，２０２	８，２０２	８，２０２
確保方針	８，２０２	８，２０２	８，２０２	８，２０２	８，２０２

３ 対応方針

- 量の見込みは、平成２６年度から平成３０年度までの平均値であるため、現状の体制で提供体制の確保が可能と考えられる。
- 質の向上等については、引き続き施設での職員研修や、施設監査の実施等により、サービスの質の向上と高いレベルでの平準化を図る。
- 今後、ニーズに適応したサービス提供のあり方を検討していく。

【トワイライトステイ】

Ⅰ 令和元年度までの量の見込みと平成３０年度までの実績

１ 量の見込み及び提供体制の確保の内容（中間見直し後）

（単位：人日）

	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度
量の見込み	１５７	１５７	１５７	３２ (１５７)	３２ (１５７)
確保方針	１５７	１５７	１５７	３２ (１５７)	３２ (１５７)

※（ ）内の数値は、計画策定当初（平成２６年度）時点における見込み。

2 実績

(単位：人日)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ日数	87	55	18	23	33	46

II プラン策定に当たっての検討の視点

1 プラン策定時（平成26年度）の検討の視点

○ 実施体制について

本事業は、市内11箇所の児童福祉施設（児童養護施設8箇所、母子生活支援施設3箇所）に委託して実施している（ショートステイ専用スペースを設けている施設については、同スペースを活用して受け入れている。）。

○ 量の見込みの傾向について

平成21年度から平成24年度までの4年度平均（157人日）の同数で推移する見込みであった。

2 中間見直し時（平成29年度）の検討の視点

見込みに対する受入枠を確保しましたが、実績が伸びず、乖離が見られたことから、見直しを行い、平成26年度から平成28年度の3年間の実績を平均した数値（32人日）を平成29年度以降の量の見込みとした。

III 現状と課題

- 近年は若干の増加傾向であるが、利用日数は低下している。これは、夕方から夜間にかけて一時的に保育が必要となった場合について、児童館・学童クラブ事業において、小学4年生から6年生までの利用拡充を行う等、他の事業で当該事業の利用対象となっていた家庭のニーズを補うことができるようになったことが一因であると考えられる。
- 事業を実施している児童福祉施設において、一定の受入枠を確保できている。今後も専用スペースのない施設においても、措置等による入所の状況を踏まえながら、利用可能な空間を利用し、量の見込み分の提供量の確保は可能であると考えられる。

IV 次期プラン（令和2年度以降）における量の見込み

1 算出方法

平成30年度に実施した「子育て支援に関する市民ニーズ調査」によると、利用者の割合は減少しており、また、利用実績についても他事業が拡大していることを踏まえると、今後、大幅に利用が拡大することは見込まれない。

算出方法としては、平成26年度から平成30年度までの5年間の利用実績を平均した数値を令和2年度以降の量の見込みとする。

2 量の見込み

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	35	35	35	35	35
確保方策	35	35	35	35	35

3 対応方針

- 量の見込みは、平成26年度から平成30年度までの平均値であるため、現状の体制で提供体制の確保が可能と考えられる。
- 質の向上等については、引き続き施設での職員研修や、施設監査の実施等により、サービスの質の向上と高いレベルでの平準化を図る。
- 今後、ニーズに適応したサービス提供のあり方を検討していく。